

しげい病院介護予防通所リハビリテーション ご利用料金表

【基本料金】(厚生労働省公示額) * 1割利用者負担分料金です。

	要支援 1	要支援 2	備 考
介護予防 通所リハビリテーション費	2,268 円	4,228 円	(1ヶ月につき)

【加算料金】

生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始月から6ヶ月以内		562 円(1ヶ月につき)
栄養アセスメント加算		50 円(1ヶ月につき)
栄養改善加算		200 円(1ヶ月につき)
口腔・栄養スクリーニング加算(I) 6ヶ月に1回を限度		20 円(1回につき)
口腔・栄養スクリーニング加算(II) 6ヶ月に1回を限度		5 円(1回につき)
口腔機能向上加算(I)		150 円(1ヶ月につき)
口腔機能向上加算(II)		160 円(1ヶ月につき)
一体的サービス提供体制加算		480 円(1ヶ月につき)
科学的介護推進体制加算		40 円(1ヶ月につき)
サービス提供体制強化加算 I	要支援 1	88 円(1ヶ月につき)
	要支援 2	176 円(1ヶ月につき)
退院時共同指導加算		600 円(1回につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		月所定単位×66/1000 円

2024.6.1 から変更

しげい病院通所リハビリテーション ご利用料金表

【基本料金・要介護】(厚生労働省公示額) * 1割利用者負担分料金です。

[通常規模型通所リハの事業所]	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 時間以上～2 時間未満	369 円	398 円	429 円	458 円	491 円
3 時間以上～4 時間未満	486 円	565 円	643 円	743 円	842 円

【加算料金】

リハビリテーションマネジメント加算 11 (イ) 開始月から 6 ヶ月以内	560 円 (1 ヶ月につき)
リハビリテーションマネジメント加算 12 (イ) 開始月から 6 ヶ月超	240 円 (1 ヶ月につき)
リハビリテーションマネジメント加算 21 (ロ) 開始月から 6 ヶ月以内	593 円 (1 ヶ月につき)
リハビリテーションマネジメント加算 22 (ロ) 開始月から 6 ヶ月超	273 円 (1 ヶ月につき)
リハビリテーションマネジメント加算 31 (ハ) 開始月から 6 ヶ月以内	793 円 (1 ヶ月につき)
リハビリテーションマネジメント加算 32 (ハ) 開始月から 6 ヶ月超	473 円 (1 ヶ月につき)
リハビリテーションマネジメント加算 4	270 円 (1 ヶ月につき)
科学的介護推進体制加算	40 円 (1 ヶ月につき)
移行支援加算	12 円 (1 回につき)
理学療法士等体制強化加算 (1～2 時間利用時)	30 円 (1 回につき)
リハビリテーション提供体制加算 (3～4 時間利用時)	12 円 (1 回につき)
サービス提供体制強化加算 (I)	22 円 (1 回につき)
退院時共同訪問指導加算	600 円 (1 回につき)
生活行為向上リハビリテーション実施加算 利用開始の属する月から 6 月以内	1,250 円 (1 ヶ月につき)
短期集中リハビリテーション実施加算 退院日または認定日から起算して 3 月以内	110 円 (1 日につき)

認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) 退院日または認定日から起算して3月以内(週2日を限度)	240円(1日につき)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II) 退院日または認定日から起算して3月以内	1,920円(1ヶ月につき)
栄養アセスメント加算	50円(1ヶ月につき)
栄養改善加算 月2回を限度	200円(1回につき)
口腔栄養スクリーニング加算(I) 6ヶ月に1回を限度	20円(1回につき)
口腔栄養スクリーニング加算(II) 6ヶ月に1回を限度	5円(1回につき)
口腔機能向上加算(I) 月2回を限度	150円(1回につき)
口腔機能向上加算(II)イ 月2回を限度	155円(1回につき)
口腔機能向上加算(II)ロ 月2回を限度	160円(1回につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	月所定単位×66/1000円

注): 移行支援加算とは

リハビリテーションによって、身体機能が向上し、通所介護等の社会参加できる方向へ移行する取り組みを質の高い事業所に対して、加算されます。要介護の方のみ対象となります

注): リハビリテーション提供体制加算とは

利用者 25 人に対して、理学療法士または作業療法士または言語聴覚士が 1 人在籍している事業所に対して加算されます。

注): サービス提供体制強化加算(Ⅰ)とは

事業所の従事者の中で介護福祉士の割合が介護職員のうち 70%以上配属されている事業所に対して加算されます。

注) 当事業所はリハビリテーションマネジメント加算 (ハ)を算定できる体制を整えており、リハビリテーションマネジメント加算 4 は事業所の医師が利用者、又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合加算されます

2024.6.1 から変更